

# 訪問介護相当サービス

## I 概 要

居宅等において支援を受ける要支援者及び事業対象者に対して、訪問介護員等により行われる、介護予防を目的とした、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援をいいます。

なお、訪問介護と訪問介護相当サービスは、同一の事業所において一体的に運営することができます。

## II 指 定 基 準

### 1 人 員 基 準

区 分	基 準
従 業 者	
訪問介護員等	・ 常勤換算 2.5 人以上
サービス提供責任者	・ 1 人以上 ・ 常勤かつ専従の訪問介護員等のうち、一定の要件を満たす者から利用者の数に応じて選任 ・ 利用者の数に応じて常勤換算方法可
管理者	・ 常勤、原則として専従

### 《 留 意 事 項 》

#### 【訪問介護員等】

1 訪問介護員等は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 介護福祉士
- ② 都道府県知事の行う「介護員の養成に関する研修」の修了者
- ③ 都道府県知事が指定する者が行う研修で知事の指定を受けた「介護員養成研修」の修了者（介護職員基礎研修課程、介護職員初任者研修、訪問介護に関する1級、2級課程）

※ 看護師等の資格を有する者について

静岡県では、H18 静岡県告示第 1062 号により「看護師、准看護師、保健師の資格を有する者は、1 級課程の研修修了者とみなし、当分の間、看護師、准看護師、保健師の各免許証をもって、1 級課程の証明書とみなす」こととしています。

同様に、家庭奉仕員講習会や家庭奉仕員採用時研修の修了者である家庭奉仕員については、1 級課程を修了したものとみなすこととしています。

- 2 訪問介護員等の員数は、常勤換算で 2.5 人以上としていますが、これは職員の支援体制等を考慮した最小限の基準ですので、地域におけるサービス利用の状況や利用者数、事業の業務量等を考慮し、適切な員数を確保してください。
- 3 勤務日及び勤務時間が不規則な訪問介護員等（「登録訪問介護員等」という。）の勤務時間の算定は、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記（計画）されている時間のみを勤務延時間数に算入するものとしてください。

### 【サービス提供責任者】

- 1 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。
- 2 必要なサービス提供責任者の員数  
利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上  
ただし、以下の要件をすべて満たす場合は利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができます。
  - ・ 常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置
  - ・ サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置
  - ・ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合
    - \* 利用者の数については、前 3 月の平均値を用いてください。平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し 3 で除した数とします。
    - \* 指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1 人として計算してください。
    - \* 利用者の数が 40 人を超える事業所については、常勤換算方法によることができますが、その具体的取扱いは、福祉指導課の指定事務担当者へご相談ください。
- 3 サービス提供責任者は、**常勤かつ専従**の訪問介護員等のうち、次のいずれかに該当する者から選任してください。
  - \* 同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。
  - ① 介護福祉士
  - ② 実務者研修修了者
  - ③ 介護職員基礎研修修了者
  - ④ 「介護員養成研修」の 1 級課程修了者
  - ⑤ 「介護員養成研修」の介護職員初任者研修課程修了者で、3 年以上の**介護等の業務経験者**。ただし、これは暫定的な扱いであるので、極力避けること。またこの職員を配置している場合、一定の基準に適合しないと所定単位数の減算対象となります。
    - \* 「介護等の業務」については、「社会福祉士及び介護福祉法（S62 法律 30）」第 40 条第 2 項第 2 号の規定等によります。

### 【管理者】

管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の従業者の職務
- ② 特に支障がない範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接等）にある事業所等の管理者又は従業者の職務（ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設の入所施設で入所者に対しサービス提供を行う看護・介護業務などは、支障があると考えられます。）
- ③ 管理者は、訪問介護員である必要はありません。

### 【常勤換算】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を「常勤の従業者が勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。（小数点第2位以下切り捨て）

### 【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

### 【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことができます。
- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

## 2 設 備 基 準

区 分	基 準
専用の区画	・ 必要な広さ
設備・備品	・ 訪問介護の提供に必要な設備及び備品

### 《 留 意 事 項 》

- 1 事務室については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。
- 2 訪問介護に必要な設備及び備品については、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。
- 3 事務室、設備及び備品等は、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

### 3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
重 要 事 項 の 説 明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提 供 拒 否 の 禁 止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利 用 料 等	1 指定事業の利用料（介護報酬の1割又は2割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費
（介護予防） 訪 問 介 護 計 画	1 指定事業の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること（介護予防サービス・支援計画の内容に沿って）。 2 介護予防訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 介護予防訪問介護計画は利用者に交付すること。 4 介護予防訪問介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 5 介護予防サービス・支援計画を作成しているケアマネジャーから介護予防訪問介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
運 営 規 程	事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 その他運営に関する重要事項
介 護 等 の 総 合 的 な 提 供	指定訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。
勤 務 体 制	適切な指定訪問介護相当サービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。
掲 示	事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示すること。 1 運営規程の概要 2 訪問介護員等の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
苦 情 処 理 体 制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
事 故 対 応	事故が発生した場合には、市、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。
記 録 の 整 備	利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存すること。

## 《 留 意 事 項 》

### 【指定訪問介護相当サービスの内容】

身体介護、生活援助、通院等乗降介助のうち、実施するサービスの内容を指します。

### 【介護等の総合的な提供】

- 1 指定事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を総合的に提供しなければなりません。
- 2 提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはなりません。「偏っている」とは、次に該当する場合をいいます。
  - ① 特定のサービス行為のみを専ら行うこと。
  - ② 特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていること。

## Ⅲ 費用に係る基準等

### ◎ 費用の算定構造

- ・ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている場合は、訪問介護費は算定できません。
- ・ 当該指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）若しくは指定事業所と同一建物に居住する利用者又は指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定事業を行った場合には、所定単位数の90%になります。
- ・ 介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数の70%になります。

### ◎ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員処遇改善加算届出書等の提出が必要です。